



録画配信はこちら

インフルエンザ 予防接種

Q 今年度も昨年度と同等の補助を
求める

A 義務教育以下の子どもと妊婦への補助は
考えていない

問 昨年度において、イン
フルエンザ予防接種の
費用は、高齢者と妊婦は無料、
中学生以下は1回につき3千



閉鎖されたみゆき公園

答 (くらし安全環境課長)
町ホームページで町長メッ
セージを掲載し、緊急事態宣
言の具体的な適用について、
防災無線・広報車の啓発活動
等の呼びかけを実施している。
町施設の一部で、休館・利
用停止や時間短縮を行い、イ
ベントでは町独自の開催基準
を設けた。
飲食店等営業時間の短縮で
は、協力を求めた周知を行
っている。

問 緊急事態宣言下におけ
る町の状況と町民の協
力・効果は。

新型コロナウイルス

問 特別障害者手当および
「精神障害者保健福祉
手帳」の制度
について。

答 (福祉課長)
①特別障害者手当は10人。
精神障害者保健福祉手帳
の所持は12人。
②特別障害者手当は主治医に
診断書を書いてもらい、役
場福祉課に申請する。

問 特別障害者手当および
「精神障害者保健福祉
手帳」の制度
について。

答 (健康推進課長)
高齢者には一部助成を行
うが、義務教育以下の子ども、
妊婦を対象に補助を行うこと
は考えていない。

問 本年度も同等の補助を求め
る。

答 (くらし安全環境課長)
①ごみ処理施設の広域化・集
約化では、持続可能な適正
処理を確保できる体制の構
築を進める必要がある。
②減量化の取り組みは、可
能な限り家庭・事業所内
での減量化や再利用を促し、

問 彦根愛知犬上地域
新ごみ処理施設
について。

答 (健康推進課長)
精神障害者保健福祉手帳
は、認知症と診断されてか
ら6か月経過後に、主治医
の診断書を添えて役場福祉
課に申請する。
③町広報紙やホームページで
の周知に努める。

問 彦根愛知犬上地域新ご
み処理施設について

答 (教育次長)
保健室での無償配布で特に
問題はない。今後も現場の意
見を聞き、進めたい。

問 学校のトイレに生理用
品を常備することを求
める。

答 (町長)
④現建設候補地で施設建設は
可能と判断され、そのよう
に理解している。

問 生理の貧困

リサイクルが可能なものは
資源分別収集を推進する。
②一般廃棄物処理計画に基づ
き、減量目標の設定、排出
抑制計画、分別収集計画、
達成目標等を定めている。
③広域新ごみ処理施設に向
け、構成市町のごみの分別
方法の統一化を図るため、
委員会を立ち上げ議論して
いる。容器包装プラスチック
は燃やすごみとして焼
却・熱回収する方向性で概
ね決定しているが、交付金
の要件となるケースとなら
ないケースに分類し、それ
ぞれ検討している。

中学生の制服について

Q 来年の入学式で、
女生徒のスラックスを認めるか

A 強制しているわけではない。一人ひとり
の子どもを大切にすることを



録画配信はこちら

問 中学生の制服について
本年3月議会で、中学
生の制服については「
令和5年4月から新しい制
服に向けて取り組む」との答
弁だった。制服の見直しへの
準備状況について問う。

答 (教育長)

町内2中学校で、制服につ
いてアンケートを中学1年と
小学校高学年の児童生徒およ
び保護者に対して行い、集約
している。
今後の予定は、さらなる生
徒や保護者から意見聴取や意
見交換を大切にしながら、来
夏にはデザインの見直し、令
和5年度4月からの導入に向
けて準備していく。

問 令和4年4月の入学式
に女生徒のスラックス
を認めるのかを問う。

答 (教育長)
令和4年度については、中
学校の制服は現行のものにな

問 悪質な扱いとは、不適切な
使い方およびルールを守ら
ない使い方との定義であり、さ
らに不適切な使い方は、故意
または重過失による機器の破
損とし、端末機をわざと投げ
て壊した場合や明らかに破損
する結果が予測でき、その注
意を欠いた場合、修理・買い

答 (教育長)

先の特任委員会でタ
ブレット端末機の「悪
質な扱いは自己負担」と答弁
している。持ち帰りを想定し
ていないのであれば、学校に
おける悪質な扱いの定義を問
う。

タブレット端末機の破 損と負担について



る。しかし、強制しているわ
けではない。事情に合わせて配
慮することは可能で、一人ひ
とりの子どもを大切にすると
思っている。

タブレットは教材か、 文房具か

問 学校であれ、家庭であ
れ悪質な扱いの認定で
あり、その定義を確立するに
おいて、タブレットは教材の
一つとみるか、文房具とみる
かによって対応・対処が異な
ると考えるが。



答 (教育長)
緊急時に持ち帰る場合も
ルールを定めている。学校内
における悪質な扱い同様に、
家庭で負担をしていただく。

問 持ち帰らざるを得ない
場合での、破損およ
び故障の自己負担の定義を問
う。

答 (教育長)
タブレット端末機は、鉛筆
他ノートと並ぶ新たな文房具
と捉えている。

6年目からは個人購入 となるのか

問 タブレットの貸出期間
は5年である。6年目
からは個人購入か。

答 (教育長)
現時点において、国がタブ
レット端末の次回更新にかか
る財政支援をするか否かは明
らかにされていない。
6年目からの「BYOD」
への移行については、全国的
に検討が進められている。
継続的に国に対し、町村会
や県を通じて、GIGAス
クール運用にかかる財政支援
を強く要望していく。

他に、「③住宅省エネ等改修工事
補助金④介護奨励金⑤障がい者が
安心して暮らせるまちづくり」につ
いて質問しましたが、紙面の都合上
割愛します。